

技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱

令和3年12月20日 国都市第86号

国土交通省 都市局長通知

改正 令和7年4月1日 国都市第238号

国土交通省 都市局長通知

第1条 目的

この要綱は、都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティに関する取り組みに対する支援を行うことで、スマートシティの社会実装化を加速することを目的とする。

第2条 定義

- 1 この要綱において、スマートシティ実装化支援事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事項をいう。
 - 一 第4条にて定める実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業（実証事業成果の他地域への普及活動を含む。以下「通常タイプ」という。）
 - 二 第4条にて定める実行計画及び実装計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスについて、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業（以下「都市サービス実装タイプ」という。）
 - 三 第4条にて定める実行計画及び実装計画に基づく先端技術等を活用した、国が定める特定の政策テーマに関連した先進的な都市サービスについて、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業（以下「戦略的スマートシティ実装タイプ」という。）
- 2 この要綱において、コンソーシアムとは、地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織をいう。
 - 一 地方公共団体
 - 二 民間事業者又は大学・研究機関等

第3条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）はコンソーシアムとする。

第4条 スマートシティ実行計画等の提出等

- 1 補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事項を記載したスマートシティ実行計画（以下「実行計画」という。）を国に提出するものとする。なお、補助事業と併せて実施する補助事業以外の関連事業（以下「関連事業」という。）についても、必要に応じて記載するものとする。
 - 一 地域名及び対象区域

- 二 事業名称
 - 三 区域の目標・課題
 - 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
 - 五 事業実施体制
 - 六 スマートシティ実装に向けたロードマップ
 - 七 持続可能な取組とするための方針
 - 八 その他必要な事項
- 2 都市サービス実装タイプ及び戦略的スマートシティ実装タイプを実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事項を記載したスマートシティ実装計画（以下「実装計画」という。）を国に提出するものとする。なお、関連事業についても、必要に応じて記載するものとする。
- 一 計画期間
 - 二 スマートシティ実装の定義及び目標
 - 三 資金計画
 - 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
 - 五 その他必要な事項
- 3 国は、前2項の規定に基づく実行計画及び実装計画の提出を受けた場合で、第5条に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、受理するものとする。また、国は、当該実行計画及び実装計画について、必要に応じて助言することができる。
- 4 前項に基づき国が実行計画及び実装計画を受理した場合、補助事業者は当該実行計画及び実装計画をインターネットの利用により公表するものとする。
- 5 前4項の規定は、実行計画及び実装計画を変更する場合に準用する。

第5条 国の補助

国は、次の各号に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者が行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し補助することができる。ただし、補助事業につき通常タイプは上限 1,500 万円、都市サービス実装タイプは上限 3,500 万円、戦略的スマートシティ実装タイプは上限 5,000 万円とし、かつ実行計画及び実装計画（通常タイプを除く）に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。

- 一 補助事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- 二 対象事業が、先端的技術や官民データを活用し、当該地域の課題の解決や新たな価値を創出するものであること。
- 三 対象事業の内容が、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用の高度化を図るものであること。
- 四 補助事業者が、早期の社会実装に向けて持続可能な体制や資金計画等を有していること。

第6条 監督等

国は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執

行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第7条 成果報告書

- 1 補助金の交付を受け通常タイプを実施する補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた成果報告書を国に提出するものとする。
- 2 補助金の交付を受け都市サービス実装タイプ及び戦略的スマートシティ実装タイプを実施する補助事業者は、実装計画に定める計画期間の各年度末において補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた中間報告書を国に報告するものとし、最終年度にとりまとめる成果報告書において、当該計画に基づき実施した事業の実装状況について国に報告するものとする。

第8条 運用

補助事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱及び国土交通省都市局長の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。